

隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業 審査規程

1. 目的

- ①隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）では、隠岐ユネスコ世界ジオパークの人文・社会科学および自然科学にかかわる調査研究活動を支援し、ジオパーク活動の活性化及び持続可能な地域社会の形成に資することを目的として「隠岐ユネスコ世界ジオパーク学術研究奨励事業（以下「奨励事業」という。）」を実施する。
- ②この規程では、奨励事業の採択者を選定するための審査について、必要な事項を定める。

2. 審査員及び審査方法

- ①審査は、1次審査および本審査からなる。
- ②1次審査は、協議会事務局内で行い、採択および不採択を決定する審査ではなく、それぞれの応募内容に対して評価および意見を述べる。
- ③本審査では、採択および不採択を決定する審査を行う。この時、本審査の審査員は、1次審査の評価および意見を参考にすることができる。
- ④本審査の審査員は、協議会事務局長、調査研究部会から2名、および隠岐島内の自然および歴史文化に精通した審査員を2名程度選定して行う。

3. 審査内容

- ①1次審査および本審査ともに、応募内容が助成に値する内容であるかを下記の項目に着目して評価する。
 - ・ジオパークの活動の活性化及び持続可能な地域社会の形成につながる内容であるか
 - ・隠岐の科学的な価値を高める内容であるか
 - ・期日まで実績報告の提出ができる内容であるか
- ②評価は、採択（○）、要検討（△）、不採択（×）で評価する。

4. 採択基準

- ①本審査において、採択（○）の数が多い応募内容を採択とする。
- ②同評価の応募内容があった場合、1次審査における採択（○）の数が多い応募内容を採択とする。
- ③それでも、同評価がある場合、事務局長および審査員との協議の上、採択者を決定する。

5. 採択結果

採択および不採択の結果については、応募者全てに通知する。